

ID: 33

担当部署: 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課

処分の概要	利用の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市スポーツ施設条例 第7条第1項(第29条第2項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成17年条例第24号		
【根拠条文】 (利用の承認) 第7条 施設等を利用しようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ施設等の利用の申請を指定管理者に行い、承認を受けなければならない。指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を承認しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 管理運営上の支障があるとき。 2 指定管理者は、前項の承認をするときには、管理運営上必要な条件を付することができる。 【基準】 根拠条文及び西東京市暴力団排除条例第8条の規定による。 (市が設置する公の施設における措置) 第8条 市長若しくは西東京市教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用又は利用の承認(以下「承認」という。)について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日